

農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないこととします。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務所で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

第 30 回 農業委員会 総会 議事録

平成 25 年 12 月 25 日

佐呂間町農業委員会

議事録署名委員	11	遠藤 豊	委員
	12	川村忠夫	委員

第 30 回 農業委員会 総会議事録

1. 開催年月日 平成 25 年 12 月 25 日 午後 1 時 30 分～午後 3 時 00 分

2. 開催場所 佐呂間町役場 2 階会議室

3. 議長の職氏名 佐呂間町農業委員会会長 佐野敏治

佐呂間町農業委員会事務局長 平戸光宏

4. 書記の職氏名 佐呂間町農業委員会次長 橋本俊一

佐呂間町農業委員会係長 高橋美幸

5. 出席委員

番 号	氏 名	番号	氏 名
1	鈴鹿 保	9	橋本弘幸
2	山越博之	10	大澤好幸
3	芹澤一男	11	遠藤 豊
4	田宮 哲	12	川村忠夫
5	大槻孝幸	13	山内茂夫
6	三好壽一	14	佐伯 修
7	檜林克幸	15	宍戸清則
8	橋本 聡	16	佐野敏治

6. 欠席委員

番号	氏 名	番号	氏 名

7. 議事日程

議事録署名委員の指名

議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用
集積計画の決定について

議案第 2 号 現況証明願について

報告事項第 1 号 現況証明の専決について

報告事項第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

報告事項第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について

事務局次長 只今から、第30回農業委員会総会を開催いたします。
議長 出席委員は16名全員出席で総会は成立しております。
議事録署名委員の指名を行います。
署名委員は、11番 遠藤委員さん、12番 川村委員さんを指名いたします。
発言をする場合は、議事録作成のため録音をしていますので、手をあげて名前を言ってから発言願います。
それでは、議案に入りたいと思います。
議案第1号を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号

農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集計計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐呂間町長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。

番号1. 利用権の設定等を受ける者が、栃木の農業○○さん、利用権の設定等をする者が、若佐の◎◎さん。

代理人 佐呂間町円滑化団体。

土地の所在が、中園247番1外4筆、地目は現況畑で面積68,147㎡。

利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。

設定期間は平成25年12月26日から10年間、賃貸料は年額90,000円、10㎡当たり1,300円です。

あっせん会につきましては、平成25年11月8日から12月3日まで2回実施しております。

この案件につきましては、平成22年11月30日から△△さんと賃貸借していた土地ですが、解約して再斡旋で賃貸借するものです。

申請地につきましては、元◎◎さん住宅周辺の土地と、栃木道路入口付近の土地となります。

番号2. 利用権の設定等を受ける者が、知来の農業◇◇さん、利用権の設定等をする者が、若佐の○○さん。

代理人 佐呂間町円滑化団体。

土地の所在が、知来672番外4筆、地目は現況畑で面積25,593㎡、利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。

設定期間は平成25年12月26日から10年間、賃貸料は年額153,000円、10㎡当たり6,000円です。

あっせん会につきましては、平成25年11月13日から11月14日に1回実施しております。

この案件につきましては、平成23年4月28日から□□さんと賃貸借していた土地ですが、□□さんの離農により、解約し再斡旋で賃貸借するものです。

申請地につきましては、元の◎◎さんの住宅周辺の土地となります。

番号3. 利用権の設定等を受ける者が、知来の農業○○さん、利用権の設定等をする者が若佐の▽▽さん。

代理人 佐呂間町円滑化団体。

土地の所在が知来 801 番 1 外 1 筆、現況地目畑が、5,175 m²、現況地目採草放牧地が 431 m²、合計面積 5,606 m²。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。

設定期間は平成 25 年 12 月 26 日から 10 年間、賃貸料は年額 17,000 円、10 ㎡当たり 3,000 円です。

あっせん会につきましては、平成 25 年 11 月 13 日から 11 月 14 日まで、1 回実施しております。

この案件につきましては、▽▽さんの農地処分に伴う、賃貸借です。

申請地につきましては、知来◇◇さんの住宅付近の土地となります。

番号 4. 利用権の設定等を受ける者が、武士の農業△△さん、利用権の設定等をする者が富丘の◇◇さん。

土地の所在が武士 54 番 2、地目は現況畑で面積 8,300 m²。

利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。

設定期間は平成 25 年 12 月 26 日から 10 年間、賃貸料は年額 48,000 円、10 ㎡当たり 5,800 円です。

あっせん会につきましては、平成 25 年 11 月 26 日から 12 月 4 日までに 1 回実施しております。

この案件につきましては、△△さんとの賃貸借が期間満了になり、再あっせん賃貸するものです。

申請地につきましては、朝富公民館付近の土地となります。

番号 5. 利用権の設定等を受ける者が、武士の農業◎◎さん、利用権の設定等をする者が、武士の○○さん。

土地の所在が武士 24 番 1、地目は現況畑で、面積 22,207 m²、利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。

設定期間は平成 25 年 12 月 26 日から 5 年間、賃貸料は年額 110,000 円、10 ㎡当たり 5,000 円です。

あっせん会につきましては、平成 25 年 11 月 29 日から 12 月 4 日まで 1 回実施しております。

この案件につきましては、◇◇さんとの賃貸借が期間満了になり、再あっせん賃貸するものです。

申請地につきましては、○○さんの住宅地に隣接した土地となります。

番号 6. 利用権の設定等を受ける者が、富丘の農業◇◇さん、利用権の設定等をする者が、武士の□□さん。

代理人 佐呂間町円滑化団体。

土地の所在が、武士 329 番、地目は現況畑で、面積 18,527 m²、利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。

設定期間は平成 25 年 12 月 26 日から 10 年間、賃貸料は年額 89,000 円、10 ㎡当たり 4,800 円です。

あっせん会につきましては、平成 25 年 11 月 29 日から 12 月 5 日までに 1 回実施しております。

この案件につきましては、平成 17 年 3 月 30 日から△△さんと賃貸借していた土地ですが、解約し再斡旋で賃貸借するものです。

申請地につきましては、町道武士 37 号線（武士公民館の横道路）と武士 13 線（一番上の道路）の交差点付近の土地となります。

番号7. 利用権の設定等を受ける者が、富丘の農業◇◇さん、利用権の設定等をする者が、宮前町の〇〇さん。

代理人 佐呂間町円滑化団体。

土地の所在が、武士13番1A外2筆、地目は現況畑で、面積30,006㎡、利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。

設定期間は平成25年12月26日から10年間、賃貸料は年額90,000円、10㎡当たり3,000円です。

あっせん会につきましては、平成25年11月25日から12月4日までに1回実施しております。

この案件につきましては、平成17年3月30日から△△さんと賃貸借していた土地ですが、解約し再斡旋で賃貸借するものです。

申請地につきましては、〇〇さん住宅付近の土地となります。

番号8. 利用権の設定等を受ける者が、武士の農業□□さん、利用権の設定等をする者が、武士の◎◎さん。

土地の所在が、武士77番1外2筆、地目は現況畑で、面積19,101㎡、利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。

設定期間は平成25年12月26日から10年間、賃貸料は年額92,000円、10㎡当たり4,800円です。

あっせん会につきましては、平成25年11月12日から12月5日までに1回実施しております。

この案件につきましては、□□さんとの賃貸借が期間満了になり、再あっせんで◇◇さんと賃貸するものです。

申請地につきましては、◎◎さんの住宅地に隣接した土地となります。

以上です。

議 長 議案第1号の質疑に入ります。
これについて質問等はありませんか。
質問等がなければ審議に入ります。異議はありませんか。
———異議なし———

議 長 異議ないということで議案第1号は原案どおり決定しました。
報告事項第1号を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第2号
現況証明願について
下記の者より、現況証明の願い出があったので、これが可否につき審議願います。

1 件目

土地の所在が知来815番13外1筆、公簿地目が畑及び牧場、現況地目が農地採草放牧地以外で原野、面積18,982㎡、所有者◎◎さん、願出人西富◎◎さん、願出の理由が地目変更登記で、平成25年10月28日に関係農業委員さんと現地確認済みです。

申請地につきましては、知来成金沢奥にあります元◎◎さん住宅跡地周辺の土地となります。

2 件目

土地の所在が西富 190 番 3 外 3 筆、公簿地目が牧場、現況地目が農地採草放牧地以外で山林、面積 40,737 m²、所有者◇◇さん、願出人西富◇◇さん、願出の理由が地目変更登記で、平成 25 年 10 月 15 日に関係農業委員さんと現地確認済みです。

申請地につきましては、町道富丘 7 線道路の元大成口テックがありました付近の◇◇さんの住宅周辺の土地となります。

以上です。

議 長 議案第 2 号の質疑に入ります。
これについて質問等はありませんか。
質問等がなければ審議に入ります。異議はありませんか。
———異議なし———

議 長 異議ないということで議案第 1 号は原案どおり決定しました。
報告事項第 1 号を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 報告事項第 1 号
現況証明の専決について
下記の者より、現況証明の願い出があったので、農地法関係事務処理要領（平成 22 年 2 月 16 日農調第 1057 号）第 8 号の 4 の (4) のエに基づき専決したことを報告いたします。

土地の所在が知来 91 番 6、公簿地目が牧場、現況地目が農地採草放牧地以外で山林、面積 32,364 m²、所有者 □□さん、願出人知来 □□さん、願出の理由が地目変更登記で、平成 25 年 10 月 15 日に関係農業委員さんと現地確認済みです。

申請地につきましては、□□さん住宅の奥の山手側の土地となります。

以上です。

議 長 報告事項第 1 号の説明が終わりました。質疑に入ります。
これについて質問等はありませんか。
質問等がなければ審議に入ります。異議はありませんか。
———異議なし———

議 長 異議ないということで報告事項第 1 号は原案どおり報告済みといたします。
報告事項第 2 号を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 報告事項第 2 号
農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

下記の者より、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規程による届出があったので受理し、受理通知書を交付したので、報告します。

番号 1

土地の所在が川西 31 番地 2 外 27 筆、面積が 179,451.31 m²
届出人、◎◎（旧、所有者 ○○）権利取得日は
平成 25 年 11 月 29 日で相続です

番号 2

土地の所在が知来 672 番地外 6 筆、面積が畑 28,514 m²
採草放牧地 431 m²、合計 28,945 m²
届出人、□□（旧、所有者 ◇◇）権利取得日は
平成 25 年 8 月 19 日で相続です

以上です。

議 長 報告事項第 2 号の説明が終わりました。質疑に入ります。
これについて質問等はありませんか。
議案第 2 号の質疑に入ります。
これについて質問等はありませんか。
質問等がなければ審議に入ります。異議はありませんか。
議 長 ———異議なし———
異議ないと言うことで報告事項第 2 号は原案どおり報告済みといたします。
報告事項第 3 号を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局

報告事項第 3 号

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について

番号 1

土地の所在が武士 329 番、面積が 18,527 m²。
契約期間は平成 17 年 3 月 30 日から平成 27 年 3 月 29 日まで
合意解約の成立の日・引渡しの日が平成 25 年 11 月 25 日
通知者が、賃貸人◎◎さん、賃借人が△△さん
解約後は賃貸借の予定です。

番号 2

土地の所在が武士 13 番 1 外 2 筆、面積が 30,446 m²。
契約期間は平成 17 年 3 月 30 日から平成 27 年 3 月 29 日まで
合意解約の成立の日・引渡しの日が平成 25 年 11 月 25 日
通知者が、賃貸人 ◎◎さん、賃借人が△△さん
解約後は賃貸借の予定です。

以上です。

議 長 報告事項第 3 号の説明が終わりました。質疑に入ります。
これについて質問等はありませんか。
質問等がなければ審議に入ります。異議はありませんか。
議 長 ———異議なし———
異議ないと言うことで報告事項第 3 号は原案どおり報告済みといたします。
以上で本日の議案の案件全て終了いたしました。

ここに会議の顛末を記録しその正当なることを証明するため署名する。

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____